

No. 10636

令和 5年度

令和 5年 4月 1日から
令和 6年 3月31日まで

計 算 書 類

学校法人 郁文館夢学園

事業活動収支計算書

令和5年 4月 1日から
令和6年 3月31日まで

(単位 円)

科 目		予 算	決 算	差 異
事業活動収入の部	学生生徒等納付金	(1,584,458,377)	(1,584,458,377)	(0)
	授業料	1,005,494,040	1,005,494,040	0
	入学金	217,860,000	217,860,000	0
	施設設備資金	105,268,337	105,268,337	0
	教育充実費	255,836,000	255,836,000	0
	手数料	(33,399,445)	(33,399,445)	(0)
	入学検定料	32,154,000	32,154,000	0
	証明手数料	1,245,445	1,245,445	0
	寄付金	(62,728,000)	(62,728,000)	(0)
	一般寄付金	62,728,000	62,728,000	0
	経常費等補助金	(740,633,201)	(740,633,201)	(0)
	国庫補助金	2,845,000	2,845,000	0
	都道府県補助金	684,776,740	684,776,740	0
	都私学財団補助金	53,011,461	53,011,461	0
	付随事業収入	(22,238,610)	(22,238,610)	(0)
	補助活動事業収入	22,238,610	22,238,610	0
	雑収入	(111,606,152)	(111,606,152)	(0)
	施設設備利用料	7,856,925	7,856,925	0
	都私学財団交付金収入	63,345,630	63,345,630	0
	その他の雑収入	40,403,597	40,403,597	0
教育活動収入計	(2,555,063,785)	(2,555,063,785)	(0)	
科 目				
教育活動収支	人件費	(1,427,175,535)	(1,427,462,415)	(△) 286,880
	教員人件費	1,074,345,132	1,074,345,132	0
	職員人件費	263,981,773	263,981,773	0
	役員報酬	25,503,000	25,503,000	0
	退職金	63,345,630	63,345,630	0
	退職給与引当金繰入額	0	286,880	△ 286,880
	教育研究経費	(857,983,454)	(860,349,874)	(△) 2,366,420
	消耗品費	15,356,515	15,356,515	0
	光熱水費	47,329,693	47,329,693	0
	旅費交通費	11,106,357	11,106,357	0
	福利費	4,293,224	4,293,224	0
	通信運搬費	7,913,658	7,913,658	0
	印刷製本費	6,087,863	6,087,863	0
	出版物費	5,225,435	5,225,435	0
	修繕費	7,903,399	7,903,399	0
	損害保険料	1,847,587	1,847,587	0
	賃借料	247,303,214	247,303,214	0
	諸会費	6,176,356	6,176,356	0
	報酬・委託手数料	127,237,732	127,237,732	0
	補助活動事業支出	32,635,691	32,635,691	0
	奨学費	80,257,000	80,257,000	0
	減価償却額	255,240,000	257,606,420	△ 2,366,420
	雑費	2,069,730	2,069,730	0
	管理経費	(268,024,983)	(268,171,670)	(△) 146,687
	消耗品費	2,179,833	2,173,343	6,490
	光熱水費	823,780	823,780	0
	旅費交通費	3,293,626	2,931,250	362,376
	福利費	4,992,483	4,992,483	0
	通信運搬費	3,914,493	3,914,493	0
	印刷製本費	301,705	301,705	0
出版物費	2,800	2,800	0	
修繕費	244,629	244,629	0	
損害保険料	1,994,353	1,994,353	0	
賃借料	20,153,402	20,153,402	0	
公租公課	4,863,450	5,087,650	△ 224,200	
広報費	100,350,838	100,350,838	0	
諸会費	494,440	488,440	6,000	
会議費	864,874	864,874	0	

(単位 円)

		科 目	予 算	決 算	差 異
教育活動収支	事業活動支出の部	報酬・委託手数料	65,968,353	65,983,980	△ 15,627
		補助活動事業支出	971,842	971,842	0
		減価償却額	27,480,000	27,761,726	△ 281,726
		姉妹校設立運営費	19,642,000	19,642,000	0
		雑費	9,488,082	9,488,082	0
		徴収不能額等	(0)	(0)	(0)
		教育活動支出計	(2,553,183,972)	(2,555,983,959)	(△ 2,799,987)
教育活動収支差額		(1,879,813)	(△ 920,174)	(2,799,987)	
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	(90,022,102)	(90,022,102)	(0)
		その他の受取利息・配当金	90,022,102	90,022,102	0
		その他の教育活動外収入	(74,000,000)	(75,017,118)	(△ 1,017,118)
		為替差益	74,000,000	75,017,118	△ 1,017,118
		教育活動外収入計	(164,022,102)	(165,039,220)	(△ 1,017,118)
	事業活動支出の部	借入金等利息	(11,169,067)	(11,169,067)	(0)
		借入金利息	11,169,067	11,169,067	0
		その他の教育活動外支出	(0)	(0)	(0)
		教育活動外支出計	(11,169,067)	(11,169,067)	(0)
		教育活動外収支差額	(152,853,035)	(153,870,153)	(△ 1,017,118)
経常収支差額		(154,732,848)	(152,949,979)	(1,782,869)	
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額	(0)	(0)	(0)
		その他の特別収入	(7,914,000)	(7,952,137)	(△ 38,137)
		現物寄付	0	38,137	△ 38,137
		施設設備補助金	7,914,000	7,914,000	0
		特別収入計	(7,914,000)	(7,952,137)	(△ 38,137)
		事業活動支出の部	資産処分差額	(0)	(649,605)
	固定資産処分差額	0	649,605	△ 649,605	
	その他の特別支出	(0)	(0)	(0)	
	特別支出計	(0)	(649,605)	(△ 649,605)	
	特別収支差額	(7,914,000)	(7,302,532)	(611,468)	
	〔予備費〕		0		0
	基本金組入前当年度収支差額		162,646,848	160,252,511	2,394,337
	基本金組入額合計		△ 295,527,599	△ 295,527,599	0
当年度収支差額		(△ 132,880,751)	(△ 135,275,088)	(2,394,337)	
前年度繰越収支差額		(△ 4,300,060,030)	(△ 4,300,060,030)	(0)	
基本金取崩額		0	0	0	
翌年度繰越収支差額		(△ 4,432,940,781)	(△ 4,435,335,118)	(2,394,337)	
(参考)					
事業活動収入計		2,726,999,887	2,728,055,142	△ 1,055,255	
事業活動支出計		2,564,353,039	2,567,802,631	△ 3,449,592	

貸借対照表

令和6年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	(4,994,937,690)	(5,164,278,085)	(△ 169,340,395)
有形固定資産	(4,620,445,529)	(4,775,942,066)	(△ 155,496,537)
土地	916,738,756	916,738,756	0
建物	3,397,606,962	3,536,845,141	△ 139,238,179
構築物	40,456,705	52,612,295	△ 12,155,590
教育研究用機器備品	172,282,524	177,549,090	△ 5,266,566
管理用機器備品	26,423,168	26,240,577	182,591
図書	66,937,413	65,956,206	981,207
車輛	1	1	0
特定資産	(0)	(0)	(0)
その他の固定資産	(374,492,161)	(388,336,019)	(△ 13,843,858)
ソフトウェア	175,355,481	211,884,534	△ 36,529,053
地役権	145,000	155,000	△ 10,000
電話加入権	1,083,046	1,083,046	0
長期貸付金	2,424,950	2,738,950	△ 314,000
長期前払費用	6,988,404	2,746,929	4,241,475
保証金	188,495,280	169,727,560	18,767,720
流動資産	(3,078,661,008)	(3,093,178,445)	(△ 14,517,437)
現金預金	878,793,483	1,336,865,568	△ 458,072,085
未収入金	530,868,234	421,645,776	109,222,458
前払費用	5,877,625	5,079,540	798,085
立替金	4,865,392	962,842	3,902,550
仮払金	540,732	2,026,096	△ 1,485,364
有価証券	1,657,715,542	1,326,598,623	331,116,919
資産の部合計	(8,073,598,698)	(8,257,456,530)	(△ 183,857,832)
負債の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	(593,391,710)	(483,448,070)	(109,943,640)
長期借入金	524,544,000	386,762,000	137,782,000
長期未払金	60,199,210	88,324,450	△ 28,125,240
退職給与引当金	8,648,500	8,361,620	286,880
流動負債	(2,580,965,823)	(3,035,019,806)	(△ 454,053,983)
短期借入金	1,344,718,000	1,630,138,000	△ 285,420,000
未払金	202,245,698	228,395,856	△ 26,150,158
前受金	392,436,700	605,462,950	△ 213,026,250
預り金	641,565,425	571,023,000	70,542,425
負債の部合計	(3,174,357,533)	(3,518,467,876)	(△ 344,110,343)
純資産の部			
科 目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	(9,334,576,283)	(9,039,048,684)	(295,527,599)
第1号基本金	9,175,576,283	8,938,048,684	237,527,599
第4号基本金	159,000,000	101,000,000	58,000,000
繰越収支差額	(△ 4,435,335,118)	(△ 4,300,060,030)	(△ 135,275,088)
翌年度繰越収支差額	△ 4,435,335,118	△ 4,300,060,030	△ 135,275,088
純資産の部合計	(4,899,241,165)	(4,738,988,654)	(160,252,511)
負債及び純資産の部合計	(8,073,598,698)	(8,257,456,530)	(△ 183,857,832)

独立監査人の監査報告書

令和6年5月28日

学校法人郁文館夢学園

理事会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
公認会計士
業務執行社員

鈴木 寛

監査意見

当監査法人は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査報告を行うため、平成28年3月31日付け東京都告示第541号に基づき、学校法人郁文館夢学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の計算書類、すなわち資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人郁文館夢学園の令和6年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、学校法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、平成28年3月31日付け東京都告示第541号に基づく貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に含まれる情報のうち、計算書類及びその監査報告書以外の情報である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を記載する。

監事の責任は、学校法人の財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する注記が付されている場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、学校法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上


監査報告書

学校法人 郁文館夢学園
理事会 御中

監査年月日 令和6年5月28日

学校法人 郁文館夢学園

監事

飯塚 英 

私は、学校法人郁文館夢学園監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、同学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表ならびに附属明細表）、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。監査の結果、私は上記の計算書類は会計基準（文部省令第18号）に準拠しており、学校法人郁文館夢学園の令和6年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状態を適正に表示しているものと認めました。

また、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為及び法令もしくは、寄附行為に違反する重大な事実のないことを確認いたしました。

以上


監査報告書

学校法人 郁文館夢学園
理事会 御中

監査年月日 令和6年5月28日

学校法人 郁文館夢学園

監事

島井親 

私は、学校法人郁文館夢学園監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて、
同学園の令和5度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における計算
書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表ならびに附属明細表）、学校法
人の業務及び財産の状況について監査を行いました。監査の結果、私は上記の計算書類は
会計基準（文部省令第18号）に準拠しており、学校法人郁文館夢学園の令和6年
3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状態を適正に表示し
ているものと認めました。

また、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為及び法令もしくは、寄附行為に違反
する重大な事実のないことを確認いたしました。

以上